

岸和田労働基準監督署発表
令和 7 年 10 月 23 日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
電話 072-498-1012

労働基準法違反の疑いで書類送検

(賃金を違法に控除して支払った疑い)

令和 7 年 10 月 23 日、岸和田労働基準監督署（署長 あさだまさひこ 浅田雅彦）は、下記のとおりベルサポート豊中株式会社及び同社代表取締役を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) ベルサポート豊中株式会社（以下「被疑会社」という。）

所在地 大阪府阪南市尾崎町

事業内容 障害者福祉事業

(2) 同社代表取締役 A（以下「被疑者 A」という。）

2 違反条文等（別紙参照）

労働基準法違反

同法第 24 条

同法第 120 条第 1 号（罰則）

同法第 121 条第 1 項（両罰）

3 事件の概要

被疑者 A は、書面による賃金控除に関する協定がないにもかかわらず、被疑会社の労働者 2 名に対して、令和 6 年 7 月 1 日から同月 31 日までの期間の賃金から、寮費等を控除して支払った疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 労働基準法では、法令に別段の定めがある場合のほか、寮費等の事理明白なものについてのみ、労使の書面による協定によって賃金から控除することを認めています。

(2) 適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。(以下略)

(罰則)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項（第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項（第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者（以下略）

(両罰規定)

第二百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。(以下略)